

職場つみたてNISAに係る実務上の取扱い（Q＆A）

2015 年 4 月 9 日
 2016 年 7 月 26 日
 2017 年 11 月 21 日
 2018 年 4 月 18 日
 2020 年 3 月 27 日
 2023 年 11 月 24 日
 2025 年 10 月 22 日
 NISA推進・連絡協議会

1. 「職場つみたてNISAに関するガイドライン」関連

項 番	質 問	考え方
第2章 職場つみたてNISA		
2. 規約の制定		
1	事業主と利用者の間で職場つみたてNISAに係る規約は設ける必要があるのか。	職場つみたてNISAの適切な運営のためには、職場つみたてNISAに係る手続や事業主等の責務等について、規約又はその他の契約により、事業主等と役職員との間において明確にしておく必要があると考えます。
第2章 職場つみたてNISA		
3. 投資・拠出		
2	「NISA取扱業者に対し直接に資金を拠出し、NISA制度による投資を行うことは差し支えない。」とは、どういうことか。	職場つみたてNISAの制度を利用した投資と並行して、通常のNISA口座における投資（NISA取扱業者に直接に資金を拠出して行う投資）もできるという趣旨です。
3	何らかの理由で拠出した資金で対象商品が購入できなかった	例えば、役職員等に返金を行うことや次回の購入資金に充てる等

項 番	質 問	考 え 方
	た場合、役職員等に返金等を行うことになるのか。	が考えられ、利用規約に定める等の方法により、その取扱いについて利用者に対し事前に周知すべきと考えます。
4	つみたて投資枠を利用する職場つみたてNISAにおいて、拠出は定時定額の積立方式に限定されているが、商品の価格変動や口座の残高不足等の理由で対象商品が購入できなかった場合はどうなるのか。	NISA取扱業者と役職員等の間の特定非課税累積投資契約が継続している限りにおいては、その後に当該特定非課税累積投資契約に基づいて行われる買付けにより取得する対象商品をつみたて投資枠へ受け入れることができます。
●	口座振替・カード等決済方式では、どのような決済方法を利用することが可能か。	口座振替方式のほか、NISA取扱業者において利用可能なクレジットカード等その他の決済方法について利用いただくことができ、特定の決済方法の利用を妨げるものではありません。
第3章 NISA取扱業者の責務等		
1. 事務の受託		
5	NISA制度の概要（税制を含む。）のほか、対象商品の特性・リスクや分散投資・長期投資の効果等に係る利用者への説明について、NISA取扱業者でなく事業主等が行うことは可能か。	事業主等は、投資勧誘を伴わないNISA制度の概要（税制を含む。）等について、利用者へ説明することが可能と考えられます。 なお、その場合においても、NISA取扱業者は、本ガイドライン第3章3.（1）記載の項目について、金融経済教育を提供する必要があると考えます。
6	NISA取扱業者の事務の受託を代行業者に外注することは可能か。	職場つみたてNISAの事務が適切に行われるのであれば、法令の範囲内において、NISA取扱業者の事務を第三者に委託することは可能と考えられます。
7	NISA取扱業者が行う業務の一部について、NISA取扱業者である金融商品取引業者から金融商品仲介業者に委託することは可能か。	職場つみたてNISAの運営が適切に行われるのであれば、法令の範囲内において、NISA取扱業者が行う業務を金融商品仲介業者に委託することは可能と考えられます。
8	NISA取扱業者はどのタイミングで「契約締結前交付書面」を交付するのか。また、事業主等を通じて交付することも	職場つみたてNISAにおいても、通常の有価証券取引（職場つみたてNISA以外の取引）と同様に、金融商品取引法第37条の

項 番	質 問	考え方
	可能か。	3の規定に従い、当該有価証券の初回の買付けを行うときまでに、「契約締結前交付書面」を交付することになると考えます。 また、事業主等を通じて利用者に交付する方法も考えられますが、「契約締結前の書面交付等義務に関するQ&A(改訂4版)」(1. 契約締結前の書面交付等義務関係 問8の内容)に記載された内容に留意する必要があると考えます。 なお、事業主等を通じて「契約締結前交付書面」を交付する場合には、利用者に確実に交付されるよう、交付方法等に十分に留意する必要があります。
9	口座開設の案内に関する業務やその他の業務について、事業主等がどこまでできるのか。	例えば、項番8のようにN I S A取扱業者が事業主等を通じて利用者に「契約締結前交付書面」等を交付すること、又は、事業主等を通じて利用者から口座開設書類等を受け取ることは可能であると考えられます。 なお、職場つみたてN I S Aにおける取引は、通常の有価証券取引(職場つみたてN I S A以外の取引)と同じく金融商品取引法等の関係法令及び関係諸規則の適用を受けることから、事業主等は、金融商品取引業又は金融商品仲介業に該当しない事務に限り行うことができることに留意が必要と考えます。
10	ガイドライン 第3章 1.(1)へでは「市場環境急変等の際に適時適切な情報を提供できる能力」が求められているが、職場つみたてN I S Aにおいても、市場環境が急変した場合などは、利用者に対して情報提供をする必要があるのか。	職場つみたてN I S Aにおいても、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅲ－2－3－4(1)②へに沿った対応をする必要があると考えます。 例えば、市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生が、職場つみたてN I S Aを通じて購入した投資信託の基準価額に重大な影響を与えた場合には、投資信託委託会社が作成した

項 番	質 問	考え方
		臨時運用報告書等の交付を行うことなどが考えられます。また、問い合わせ先をわかりやすく明示し、かつ当該問い合わせに対して適切に対応できる態勢を整備する必要があると考えます。
第3章 N I S A取扱業者の責務等		
2. 職場つみたてN I S Aの対象商品について		
11	投資信託以外の商品は職場つみたてN I S Aでは取り扱うことができないのか。	つみたて投資枠を利用する職場つみたてN I S Aについては、つみたて投資枠の対象商品が一定の公募株式投資信託と上場投資信託に限られているため、それ以外の商品を職場つみたてN I S Aで取り扱うことはできません。 なお、成長投資枠を利用する職場つみたてN I S Aについては、成長投資枠の対象商品である一定の上場株式・株式投資信託等であれば、職場つみたてN I S Aで取り扱うことができます。
12	成長投資枠を利用する職場つみたてN I S Aによる上場会社等の株式等の買付けについて、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」第59条第1項9号に定めるインサイダー取引に係る規制の適用除外の対象となるのは、どのような場合か。	職場つみたてN I S Aについても、通常のN I S A口座における投資（N I S A取扱業者に直接に資金を拠出して行う投資）と同様に、①N I S A取扱業者が利用者と単元未満株式等の取扱いに関する契約（株式等累積投資契約を含む。）を締結し、②当該契約に基づき投資が行われる場合には、金融商品取引法上の累積投資契約に基づく買付けを行うことが可能です。 また、上記①・②の要件を充たした金融商品取引法上の累積投資契約に基づく買付けは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条第1項第9号所定の「累積投資契約により上場会社等の株券…又は投資証券の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われる場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資

項 番	質 問	考え方
		判断に基づかず、継続的に行われる場合」に該当します。 したがって、当該累積投資契約が上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知る前に締結されたものであって、当該累積投資契約に基づく買付けが「各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり100 万円に満たない」（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59 条第1 項第9 号）限りにおいては、当該買付けについては、同号により、インサイダー取引に係る規制の適用除外の対象となると考えられます。 （注）職場つみたてN I S Aで買い付けた上場株式等を売却（単元未満株式の売却を含む）する場合には、通常の有価証券取引（職場つみたてN I S A以外の取引）と同様に、インサイダー取引に係る規制の適用の対象となりますので留意が必要です。
13	成長投資枠を利用する職場つみたてN I S Aにおいて、対象商品の選定は行わず、自社で取り扱っている全ての投資信託（法令要件となっている信託期間 20 年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除く）を提供することは可能か。	ガイドラインでは、N I S A取扱業者が、利用者の商品選択の便宜等を考慮し、成長投資枠を利用する職場つみたてN I S Aの対象商品を選定する場合の取扱いについて記載していますが、自社で取り扱っている全ての投資信託（法令要件となっている信託期間 20 年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除く）を提供することも可能と考えます。
14	成長投資枠を利用する職場つみたてN I S Aにおける取引において、通貨選択型投資信託を対象商品とする場合の留意事項はあるか。	職場つみたてN I S Aにおける取引においても、通常の有価証券取引（職場つみたてN I S A以外の取引）と同じく、通貨選択型投資信託について、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」IV－3－1－2（4）③に沿って、初めて通貨選択型投資信託を買付ける利用者からは、商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書の受け入れ等を行うことが考えられます。

項 番	質 問	考え方
		なお、通貨選択型投資信託において、為替ヘッジのみを目的としたデリバティブを用いている投資信託を対象商品とすることは問題ありませんが、法令の要件を超えてデリバティブを用いた投資信託は成長投資枠においても取扱いできません。
15	成長投資枠を利用する職場つみたてNISAにおいて、NISA取扱業者が取り扱っているNISA対象商品が三未満の場合、どのように対応すればよいか。	利用者に多様な選択肢を提供する観点から、異なる商品性・リスク度合いの異なる金融商品を少なくとも三以上提供する旨を規定しております。もともと、ガイドライン 第5章 (4)の注釈にあるとおり、NISA取扱業者が取り扱っているNISA対象商品が三未満の場合、三以上提供できなくてもやむを得ないと考えます。 なお、三以上の金融商品を提供できないということであれば、その旨を事業主等に説明する必要があると考えます。
第3章 NISA取扱業者の責務等 3. 金融経済教育の提供		
16	「金融経済教育の提供」が定められているが、具体的にどのような方法で行えばよいか。	金融経済教育については、利用者の理解に資するものである必要がありますが、その方法について特に限定はなく、説明会等の開催、パンフレット等による説明、インターネットを利用した提供等が考えられます。 なお、投資に対する一般的な説明については、各NISA取扱業者の所属団体等が作成しているパンフレット等を活用することも可能と考えます。
17	ガイドライン 第3章 3. (1)の注釈に「NISA取扱業者は、投資・拠出の申込みの際に金融経済教育の提供を受けたことを確認することが考えられる」と規定されているが、具体的にどのような確認方法が考えられるか。	金融経済教育を受けたことの確認方法については特に限定はなく、書面又はインターネットを利用する方法も考えられます。 例えば、説明会等の開催により金融経済教育を提供する場合、参加票やアンケートの提出を求めることが考えられます。インターネ

項 番	質 問	考え方
		ットを利用した情報提供の場合は、利用者が閲覧・確認したことをシステム上で管理する仕組みも考えられます。また、職場つみたてNISAの申込書等において確認することや、事業主等により利用者の金融経済教育を受けたことの確認がなされたことを確認することも考えられます。
18	役職員等が入社する前の研修等で、金融経済教育を提供してもよいか。	事業主等からの求めに応じ、入社する前の研修等において、金融経済教育を提供することは可能と考えます。
19	確定拠出年金等で投資教育を行っている役職員等に対しても、改めて金融経済教育を提供する必要があるのか。	確定拠出年金における投資教育と職場つみたてNISAにおける金融経済教育では、内容面で重なる部分があると考えます。したがって、重なる部分について、職場つみたてNISAの導入時等に改めて金融経済教育を提供する必要は必ずしもないと考えます。 ただし、その場合でも、職場つみたてNISAの特有の事項については、役職員等に対して説明をする必要があると考えます。
20	継続的な金融経済教育について、どのように（方法、内容、頻度等）行うべきか。	継続的な金融経済教育は、事業主等からの求めに応じ行うものとしており、その方法、内容、頻度等についても、事業主等と調整のうえ決定することが考えられます。
第3章 NISA取扱業者の責務等		
4. 投資アドバイスの提供及び金融商品の勧誘について		
21	職場つみたてNISAにおいて、投資信託の販売手数料等について、どのように説明することが考えられるか。	職場つみたてNISAにおいても、通常の有価証券取引（職場つみたてNISA以外の取引）と同じく、投資信託の販売手数料等の説明について「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」IV 3-1-2（4）①に沿った対応をする必要があります。 成長投資枠を利用する職場つみたてNISAにおいては、例え

項 番	質 問	考 え 方
		ば、以下のとおり投資信託の販売手数料等の説明を行うことが考えられます。 監督指針 IV 3-1-2 (4) ①イについて 累積投資に係る契約の際又は契約の締結後初回買付時までに、顧客に送付される書面（累積投資に係る契約内容が記載された書面）に、各投資信託に共通の「購入手数料説明文」を記載し、利用者個人に送付する、又は、事業者を経由して利用者に交付することをもって説明する。また、上記説明文を含む交付書面に問い合わせ先をわかりやすく明示し、かつ当該問い合わせに対して適切に対応できる態勢を整備する（説明文の交付方法及び説明態勢は、下記のIV 3-1-2 (4) ①ロ及びハにおいて同じ。）。説明文は例えば次のようなものが考えられます。 【説明文】 積立いただく投資信託の購入手数料率は目論見書又は目論見書補完書面等でご確認ください。月々（又は1回あたり）の購入手数料額は、次のように計算します。 月々（1回あたり）の払込金額 ÷（1＋購入手数料率）× 購入手数料率＝購入手数料額 例）購入手数料率 3%（税抜）の投資信託を月々（又は1回あたり）1万円積立する場合の月々（又は1回あたり）の購入手数料額 10,000 円 ÷ 1.03 × 0.03 ≒ 291 円 監督指針 IV 3-1-2 (4) ①ロについて

項 番	質 問	考 え 方
		信託報酬や信託財産留保額等については、目論見書に記載された上限率で説明する。なお、目論見書及び目論見書補完書面等においては、従来どおり、赤字や下線などによって目立つように工夫して記載する。 また、つみたてNISA口座を利用する職場つみたてNISAにおいては、例えば、以下のとおり投資信託の販売手数料等の説明を行うことが考えられます。 監督指針 IV 3-1-2 (4) ①イについて つみたてNISA口座の対象商品である公募株式投資信託の販売手数料がかからない旨を説明する。 監督指針 IV 3-1-2 (4) ①ロについて 信託報酬や信託財産留保額等については、目論見書に記載された上限率で説明する。なお、目論見書及び目論見書補完書面等においては、従来どおり、赤字や下線などによって目立つように工夫して記載する。
22	職場つみたてNISAにおいて、投資信託の分配金の説明について、どのように説明することが考えられるか。	職場つみたてNISAにおいても、通常の有価証券取引（職場つみたてNISA以外の取引）と同じく、投資信託の分配金の説明について「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」IV 3-1-2 (4) に沿った対応をする必要があると考えます。 例えば、分配金に関する説明は、上記監督指針に関する説明が記載された目論見書等（別途販売用資料を添付する場合を含み、顧客に対し分かり易く説明されているものに限る。）を利用者個人に送付する、又は事業者を経由して利用者に交付することをもって説明

項 番	質 問	考え方
		する必要があります。また、目論見書等の交付に当たっては、問い合わせ先をわかりやすく明示し、かつ当該問い合わせに対して適切に対応できる態勢を整備する必要があります。
第4章 適正な運営の担保 1. 事業主等への情報提供		
23	「職場つみたてNISAにおける取引に係る情報」とは、具体的にどのようなものか。	事業主等への情報提供は、事業主等の求めに応じ行うものですので、情報提供の内容及び方法等については事業主等と調整のうえ決定することになると考えます。 なお、この場合における事業主等への情報提供については、①事業主等とNISA取扱業者との間の契約に加え、②利用規約等における事業主等と利用者との間の契約（利用者の同意）、③利用者とNISA取扱業者との間の契約（利用者の同意）が必要と考えます（契約締結の方法は、二者間でそれぞれ契約する方法や三者間で一括して契約する方法が考えられます。）。 また、個々の利用者の情報をNISA取扱業者が提供する場合には、上記の契約において、提供する情報の内容を明示しておく必要があると考えます。 なお、NISA取扱業者が事業主等へ利用者の取引情報等を提供するような場合は、利用者に対し、個別に第三者提供を行う旨の同意を得ておく必要があると考えられます。
第4章 適正な運営の担保 2. 事業主等への利益供与の禁止		
24	「NISA取扱業者は、事業主等に対して金銭の支払等の利益供与を行わない」と規定されているが、職場つみたてNISA	職場つみたてNISA導入、運用に係る費用について、実費の範囲においてNISA取扱業者が負担すること自体は否定されない

項 番	質 問	考え方
	A導入、運用に係る費用を事業主等に支払うことはできるのか。	と考えます。しかし、実費を超えた金銭の提供、職場つみたてN I S Aを導入・運用することを条件等とした貸し付けその他信用の供与及び利益・役務の提供等は、本項において禁止している利益供与に該当すると考えます。
その他		
25	2024 年からN I S A制度が抜本的拡充・恒久化されることに伴い「職場つみたてN I S Aガイドライン」が改訂されたことを受け、利用規約雛型等も変更されたが、既存の契約も訂正した方がよいのか。	N I S A制度の抜本的拡充・恒久化を踏まえてガイドラインや利用規約雛型が改定されました。事業主等、利用者、N I S A取扱業者との間で契約内容に訂正がある場合変更箇所のみを記載した書面等を交付する方法をとることも可能です。
26	「職場つみたてN I S A」にかかる一般的なスケジュール例はどのようなものか。	事業主等、利用者、N I S A取扱業者の契約までの意思決定プロセスや規模等により異なりますが、概ね6 か月程度と推測されます。※一般的なスケジュール例参照

2. 『職場つみたてNISA』利用規約 雛形」関連

項 番	質 問	考 え 方
全般		
1	『職場つみたてNISA』利用規約 雛形」はつみたて投資枠のみ利用（天引き方式）、つみたて投資枠のみ利用（口座振替・カード等決済方式）、成長投資枠のみ利用（天引き方式）、成長投資枠のみ利用（口座振替・カード等決済方式）つみたて投資枠・成長投資枠併用（天引き方式）及びつみたて投資枠・成長投資枠併用（口座振替・カード等決済方式）の6種類があるが、1つの利用規約として作成しても良いか。	各利用規約の内容を盛り込んで、取りまとめた利用規約として作成しても差し支えありません。
第5条 利用者の資格		
2	既に自身でNISA口座を開設している役職員等は、職場つみたてNISAを利用することができるのか。	既に役職員等自身がNISA口座を開設した金融機関と、事業主等が選定したNISA取扱業者が同じ場合、NISA口座で職場つみたてNISAを利用することができると考えます。ただし、このような場合には当該NISA口座において、職場つみたてNISAによる取引と当該金融機関に直接に資金を拠出して行う取引が混在する可能性があるので、年間投資枠及び非課税保有限度額の管理には注意が必要です。 また、既に役職員等自身がNISA口座を開設した金融機関と、事業主等が選定したNISA取扱業者が異なる場合、事業主等が選定したNISA取扱業者への金融機関変更手続を行うことにより、NISA口座で職場つみたてNISAを利用することができます。 なお、職場つみたてNISAにおいて、NISA口座によらず課税口座（特定口座及び一般口座をいう。）により投資することも可能と考えられますが、このような投資が想定される場合には、利用規約において、

項 番	質 問	考え方
		職場つみたてNISAの定義に課税口座での取引を加えるなどの対応を行う必要があると考えます。
3	18歳未満など、NISA口座の対象外になる役職員等については、ガイドラインを遵守しつつ、課税口座での運用を行ってもよいのか。	18歳未満の役職員等について、職場つみたてNISAの枠組みを利用して、課税口座により投資する制度とすることも可能と考えます。(項番2なお書参照)
4	高齢顧客が職場つみたてNISAを利用することはできるか。	ガイドライン及び利用規約雛形においては、高齢顧客が職場つみたてNISAを利用することは排除しておりません。 ただし、高齢顧客に対して職場つみたてNISAを勧誘する場合には、通常の有価証券取引(職場つみたてNISA以外の取引)と同じく、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第5条の3及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方(高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)」に則する必要があります。
5	職場つみたてNISAの利用者である役職員等が退職した場合は、どのようにすればよいのか。	役職員等が退職した後は、口座振替による積み立ては継続できるものの、事業主から拠出金を受領する給与天引きによる積み立ては継続できなくなりますが、職場つみたてNISAの枠組みを利用しない通常のNISA口座として取り扱うことが考えられます。
第7条 拠出金		
6	拠出金を定額にするのではなく、例えば、毎月、A投資信託を○口購入する運用等は可能か。	つみたて投資枠を利用する職場つみたてNISAの場合には、累積投資契約において一定額の商品を買付けることとされているため、口数を指定して購入する運用等はいえないと考えられます。 一方、成長投資枠を利用する職場つみたてNISAの場合には、そのような運用も可能と考えます。ただし、そのような運用とする場合には、利用者に対し、毎月の拠出額が変わる可能性がある旨や定時定額による投資とは異なる旨を明示することが望ましいと考えます。また、毎月の

項 番	質 問	考え方
		拠出額が変動するので、年間投資枠や非課税保有限度額の管理に注意が必要です。
7	N I S A口座の年間投資枠や非課税保有限度額を使い切った場合は、どのように取り扱えばよいか。	利用規約雛形第7条第3項では、N I S A制度の年間投資枠や非課税保有限度額を超える拠出がなされた場合、課税口座での投資により継続して投資をすることを想定しております。 なお、規約等により年間投資枠や非課税保有限度額を超えて、拠出することができないとする方法も考えられます。(項番2なお書参照)
第9条 奨励金		
8	奨励金の税務上の取扱いはどのようなになるか。	給与に奨励金が加算される形になるのであれば、奨励金は原則として給与所得として課税されるものと考えられます。 なお、奨励金は、給与天引き方式又は口座振替・カード等決済方式のいずれの方式によるものであっても所得税法第28条第1項に規定する給与等に該当することから、会計上、仮に事業主等が奨励金を給与等以外の費用である「福利厚生費」として費用計上していたとしても、奨励金は、賃上げ促進税制の対象となる「給与等」に該当します。 https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/230331/besshi.htm#a03
9	口座振替・カード等決済方式の場合、奨励金の付与はどのようなになるのか。また、天引き方式と異なり、留意すべき事項はあるのか。	奨励金については、天引き方式と同様に事業主が利用者に直接支給することとなります。ただし、天引き方式と異なり、事業主が職場つみたてN I S Aに拠出しているか否か確認するために、積立実績を報告する必要があります。 ※天引き方式においても、事業主が職場つみたてN I S Aに拠出し、買付が行われているか確認する必要がありますが、通常は拠出は行われて、買付は行われていない等が発生しないスキームにしているのであれ

項 番	質 問	考 え 方
		ば不要。 なお、利用者を介して積立実績を報告する方法が一般的と考えられますが、利用者及び事業主との相互同意により直接、積立実績を事業主に報告する方法も考えられます。 なお、奨励金を賃上げ促進税制の対象とする場合、事業主等が口座振替・カード等決済方式を採用するとき、事業主等は従業員の職場つみたてNISAの利用実績を確認する必要があることに留意してください（天引き方式の場合は事業主等が直接把握していることから、従業員からの利用実績の報告等は不要）。 ※奨励金スキーム図を参照

以 上